

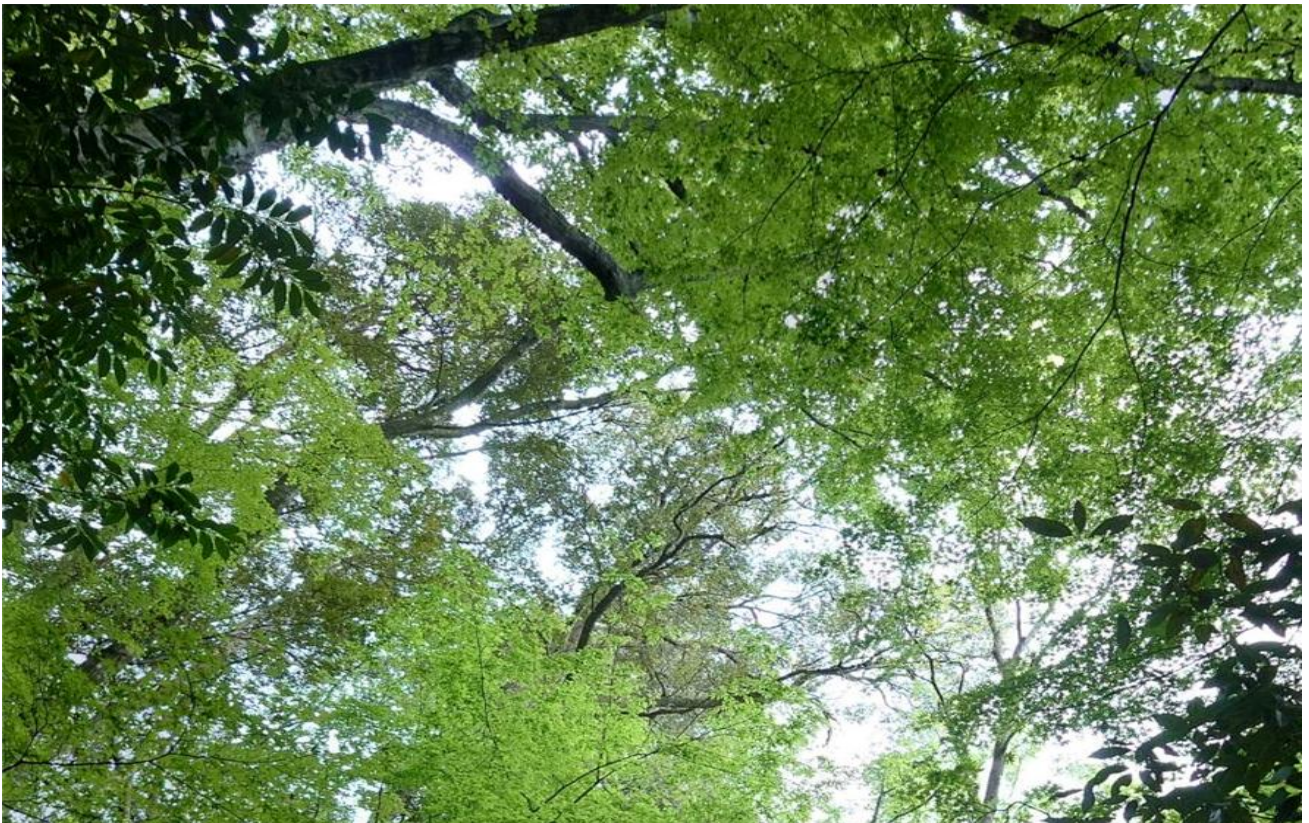
中之島シティ法律事務所報

N C L a w  
L e t t e r 

第 28 号

Vol. 28

April, 2026



巻頭言 (湯浅 靖) . . . . .	2
新人挨拶 (小松 大登) . . . . .	3
下請法の改正 (中小受託取引適正化法) について (池田 聡) . . . . .	4
イノベーション法務チームと公式「note」のご案内 (矢倉 雄太) . . . . .	7
私のこの1冊 (3) (三山 峻司) . . . . .	10
ロータリークラブに入会して (阪口 誠) . . . . .	11
自転車 (松下 聡) . . . . .	11
近況報告 (初めてのミシガン) (安田 幸司) . . . . .	12
セミナー講師を通じて学んだこと (西川 侑之介) . . . . .	12
近況報告 (ピリギャルとの出会い) (大東 あい) . . . . .	13

## 巻頭言

弁護士 湯浅 靖

春もたけなわの頃となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。就職、進学と何かと人の動きが発生するのでなんとなく慌ただしい季節ですが、人の動きを見ているだけでも私自身が前向きになれるような気がします。そんな春ですが、今年の春は人生において今後も経験することができないであろう新しい出会いに感動し、心が揺さぶられる体験をしました。

今年の春、4月13日に大阪関西万博が開幕した日であったことは皆さまの記憶に新しいところかと思えます。半年間という期間限定イベントだったこともあり、生活と折り合いをつけて足しげく通うこととなりましたが、私以上に多数通った方もたくさんおられるかと思えます。

大阪関西万博は、開幕前に強烈なネガティブ報道がなされ、開幕日の大雨による大混乱等、不安視されていました。私自身は、開幕前から一定の期待を持っていたので公式ガイドブックを買って情報収集して開幕から1週間経過した4月20日のチケットを買って初参戦しました。初めて大屋根リングの上からパビリオンを見た光景を忘れることができません。全長2025mの木製リングの中に世界が一つにまとまっている光景、美しく個性を発揮した各海外パビリオンの外観など目にするもの全てが新鮮で、その世界に魅了されました。さっそく通期パスを購入し、パビリオン行脚をする日々が始まりました。国内系パビリオンでは、「いのち輝く未来社会のデザイン」という万博のテーマに沿った数々のパビリオンのなかで、アンドロイドを展示していた「いのちの未来」館が、未来をダイレクトに見せてくれたように感じられ強烈な印象が残りました。海外パビリオンでは、通常の海外旅行では選択しないであろうサウジアラビア館が特に印象に残っており、その独特の外観、迷路のような内観、普段飲むことができない中東系のコーヒーが提供されており、力が入っていることが伝わってきました。フードと例えば、チェコ、ポルトガル、スペイン、ハンガリー、トルクメニスタン等各国パビリオンのレストランで食べた食事が印象に残っていますが、万博以降ビリヤニ（インド風炊き込みご飯）にはまってしまい、閉幕後はビリヤニ店行脚が続いています。

このように私自身は強烈な記憶が残っているのですが、1970年の大阪万博では、太陽の塔が残り、缶コーヒーやブルガリアヨーグルトが普及する切っ掛けとなるなど沢山のレガシーが生まれました。今回の万博後は大屋根リングの一部が残りますが、その他どんなレガシーが残ったと評価されるのか、ヘルスケアパビリオンで提示された「25年後の私」が正解なのかなどなど、楽しみにしたいです。

## 新人挨拶

弁護士 小松 大登

2026年4月より中之島シティ法律事務所に入所いたしました、弁護士の小松大登と申します。

長年の夢であった弁護士として活動できることに、また、弁護士としての職責の重さに、身の引き締まる思いです。

私は、相談にお越しになられた方の不安を和らげることのできる弁護士になることを目標に研鑽を重ねてまいります。また、「小松さんに相談してみたら何となく事態が好転するような予感がする」と期待してもらえる弁護士になれるよう努めていく所存です。今日、AIはすさまじい早さで進化しており、知らないことについて、なんとなく正しいように思える情報を手に入れることが、非常に容易になっています。そのような時代に弁護士に求められるものについて、駆け出し者の私には、まだ推し量りかねます。しかし、その中の一つに、相談者様のトラブルを解決することが含まれるのは間違いありません（これは、弁護士としての必要条件だと考えています）。これから携わる一つ一つの事件に誠実に向き合い、一日でも早くあらゆる事件を解決できる弁護士となれますよう、精進してまいります。また、私は結果だけでなくトラブルを解決する過程も重視してまいります。トラブルを抱えているときには、ふとしたタイミングでそれを思い出してご負担を感じることもあると思います。弁護士になったからには、解決までの不安な気持ちを和らげることのできるよう目指してまいります。そのために必要な実務家としての経験を、当事務所の先輩弁護士の背中を追いかけながら培っていく所存です。

私は、京都大学・同大学法科大学院を卒業した後、山口県で1年間の司法修習を終え、当事務所に入所いたしました。週刊少年ジャンプを愛読しており、今でもジャンプの定期購読をしています。「ONE PIECE」という漫画が特に好きな作品で、空島編（主人公のルフィたちが雲の上にある世界で黄金を探すシリーズ）がお気に入りです。私は、漫画の海賊版違法アップロード問題から著作権法に関心を持ちました。そして、ノウハウのような財産的価値のある情報を、言語化し、権利を与え保護しようとする知的財産法の考え方に興味を抱きました。そして、知的財産法分野の発信をしていた当事務所とご縁があり、入所することになった次第です。

最後に、私の人となりを知っていただける貴重な機会なので、少し趣味について書こうと思います。私は小学生の頃から大学卒業まで水泳をしていました。その経験もあり、トライアスロン、マラソンに今年度挑戦します。完走した後にどんな気持ちになるのか楽しみです。ラン、バイクは未経験で、プール以外で泳いだこともありません。文字通り、駆け出し者ではありますが、頑張っていきます。

今後とも、皆さまのご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い致します。

## 下請法の改正（中小受託取引適正化法）について

弁護士 池田 聡

本年1月に下請法の改正法が施行され、従来の下請法は製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）となりました。近時、ご相談を頂くことが多いところですので、改正法のうち重要な点と実務上の留意点を簡単にご説明いたします。

### 1 適用対象の拡大

今回の改正で最も大きな点は、従業員基準が追加され、適用範囲が拡大されたことです。従来の下請法においては、資本金を基準として適用の有無が決定されていました。もっとも、資本金は会社の事業規模等と必ずしも合致するものではなく、減資を行うことで事業規模に比して資本金を小さくする事業者や、旧下請法の適用を免れるために、下請業者に増資を求める事業者も存在しました。

そこで、改正法は適用基準として従業員数の基準を新たに設けました。改正後において、取適法の適用対象となるのは以下のいずれかの事業者となります。

- (1) 物品の製造委託、修理委託、特定運送委託、情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る。）

委託事業者（旧親事業者）		中小受託事業者（旧下請事業者）
①資本金3億円超	→	資本金3億円以下（個人を含む）
②資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下（個人を含む）
③常時使用する従業員300人超	→	常時使用する従業員300人以下

- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く。）

委託事業者（旧親事業者）		中小受託事業者（旧下請事業者）
①資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下（個人を含む）
②資本金1千万円超5千万円以下	→	資本金1千万円以下（個人を含む）
③常時使用する従業員100人超	→	常時使用する従業員100人以下

新たに設けられた従業員数の基準については、該当するか否かが外観上明らかでない場合も多いことから、委託者（発注者）において、委託事業者としての要件を満たす場合には、受託者の従業員数を確認しておく必要があります。また、資本金は日々変動することはないものの、従業員数は変動するものであることから、成長著しい企業においては、自身が委託事業者として取適法の適用対象になる場合の体制を予め整えておく

必要があります。

## 2 運送委託の対象取引の追加（2条5項、6項）

運送委託に関して、運送事業者が下請け事業者へ再委託する場面については、これまでも下請法の適用対象とされてきました。

もともと、これまでは発荷主から元請運送事業者への委託については、下請法の適用対象ではありませんでした。そのため、立場の弱い物流業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされていることは、ニュース等でも取り上げられてきたところです。そこで、改正法は、発荷主から元請運送事業者への運送委託についても、取適法の規制の対象とすることとしました。

発荷主として運送委託を行う場面は企業取引におけるごく一般的な場面であるものの、これまで下請法が適用されていなかったことから、委託者において適用を意識することがなかった場面と考えられ、自社の発注が取適法に適合しているかを確認いただく必要があると考えられます。

## 3 規制内容の追加

### （1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（5条2項4号）

改正前下請法においても、「買ったたき」の禁止（下請法4条1項5号）が定められており、下請事業者の給付の内容と同種または類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めることは禁止されていました。

改正法は、中小受託者においては、コストの上昇にもかかわらず価格転嫁ができていない状況に鑑み、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することが禁止されました。

中小受託者にとっては、原価の上昇に基づく値上げ交渉は容易ではないところ、法律の定めは後押しになるところです。これに対して委託事業者においては、中小事業者に値上げ交渉を言い出させない状況としていること自体が問題となり得るところですので、エネルギーコスト上昇等が見られる昨今においては、注意が必要となります。

### （2）手形払等の禁止（5条1項2号）

改正前下請法においても、下請代金の支払期日を給付の受領後60日以内に定めることが要求されており、これにより中小受託者に不当な資金繰りの負担を課すことは一定程度抑止されていました。

もともと、支払手段として手形等を用いることにより、中小受託者の代金受領日がさらに遅れるという場面も発生していました。そのため、改正により支払期日までに代金に相当する金銭を得ることが困難である支払手段によって支払うことを禁止し、

中小受託者が60日以内に現実に代金支払いを受けられるように規制がなされました。手形に限らず、電子記録債権などにおいても、支払期日までに代金に相当する金銭を得ることが困難な支払手段は全て規制の対象となっています。

#### 4 その他の改正点

上記以外の改正点として、違反があった場合に公正取引委員会や中小企業庁から指導等がなされるだけでなく、事業所管省庁による指導等がなされるようになっていますが、これは新たに何らかの対応が必要となるという内容ではありません。

また、下請の用語について発注者と受注者が対等でない印象を与えることから改正されましたが、実質的な変更ではありません。

#### 5 おわりに

取適法違反として勧告を受けた場合、原則として対象事実の概要が会社名を明らかにして公表されることから、企業のレピュテーションが大きく毀損されます。したがって、委託事業者としては、今回の下請法から取適法への改正により、従前下請法の適用がなかった場面に新たに規制が及ぶようになったことに、早期に対応しておくことが重要となります。

これに対して、中小受託事業者側からすると、原価上昇に対する価格変更の協議を求めることが法律上規定された点が大きな改正点になります。法律で手当がなされたとしても、実際には値上げ交渉を行うことは容易ではありませんが、委託事業者側には取適法を遵守しないことによる大きなリスクがあることから、交渉を検討すべき場面はこれまでより広がると考えられます。

## イノベーション法務チームと公式「note」のご案内

弁護士・弁理士・博士（法学） 矢倉 雄太

### 【次代のビジネスを法的側面から支える有志プロジェクト「イノベーション法務チーム」による公式「note」での情報発信のご案内】


平素は、中之島シティ法律事務所に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。本日は、当事務所の弁護士有志による新たな取り組みと、顧客様のビジネスのヒントとなる情報発信プラットフォームについてご案内申し上げます。

昨今、AI（人工知能）やメタバース、Web3.0、NFTといった新しい技術が次々と生み出されており、私たちを取り巻く社会情勢やビジネスのあり方は根本から大きな変化を遂げつつあります。企業が今後も持続的な成長と経済発展を遂げていくためには、Society5.0に関連するこれらの最先端のイノベーションをいかに事業に利活用していくかが、喫緊の課題となっているものと存じます。

一方で、動きの速い新技術を実際のビジネスに安全に導入するためには、技術そのものへの正確な理解にとどまらず、それに伴う法的諸問題の整理や、潜在的な法的リスクを踏まえた「予防法務」の視点が必要不可欠です。

### ■ 有志メンバーによる「イノベーション法務チーム」の結成

このような次代の法的課題に対し、クライアントの皆様の事業活動をより専門的かつ多角的にサポートしたいという強い思いから、当事務所内にて「関西のイノベーションを支える」という共通のビジョンを掲げたプロジェクトが始動いたしました。それが、2023年3月に当事務所内にて有志のメンバーでキックオフした「イノベーション法務チーム」です（<https://www.nclaw.jp/innovation/>）。

 中之島シティ法律事務所

事務所紹介

取扱業務

弁理士紹介

報酬概要

著作・セミナー

アクセス

お問い合わせ

PROJECT TEAM

#### イノベーション法務チーム

##### イノベーションを支える 次代の法務戦略

生成AIを含む先端領域の法務に注力するプロジェクトチームにより、イノベーション支援のための情報発信とリーガルサービスをご提供します。

詳しくみる

本チームは、事務所全体としての公式な部門という枠組みではなく、日頃より特許法、著作権法、商標法などの知的財産法や、情報関係法、会社法などに深く携わっている有志の弁護士が自発的に集結したユニットプロジェクトです。現在、池田聡弁護士、矢倉雄太弁護士、西川侑之介弁護士、大東あい弁護士の4名がメンバーとして参画し、それぞれの専門知見を持ち寄って、毎月1回を目安に、各人持ち寄った研究テーマを題材に議論を重ねるなど活動を行っております。

## ■ 公式プラットフォーム「note」を通じた情報発信

本チームの重要なミッションの一つが、新技術の理解を促進するための情報提供です。その一環として、皆様に最新の法的トピックスを分かりやすくお届けするため、2025年8月に、メディアプラットフォーム「note」にて公式アカウント (<https://note.com/nakanoshimacity>) を正式に開設いたしました。



配信するコンテンツは、難解な学术论文のような形式ではなく、実際のビジネスの現場で直面する課題の参考となるよう、論点を絞ったコラム記事を中心としております。具体的な事例を交えながら、少しでも顧客様の事業のヒントとなるよう、読みやすさを心がけて執筆しております<sup>1</sup>。

## ■ これまでに配信した主なトピックス

当アカウントでは、データビジネスやAI活用など、多岐にわたる最先端のテーマを取り扱っております。これまでに公開した記事の一部をご紹介します。

<sup>1</sup> ※なお、有志による発信という性質上、noteにおける投稿記事は執筆者個人の見解に基づくものであり、当事務所の公式見解を代表するものではありません。

- ・メタバースについて
- ・動画制作時における AI 活用の留意点
- ・AI 生成物の著作物性と実務上の問題
- ・AI を用いたHRテックの利用と採用活動
- ・デジタル空間における仮想商品と商標—指定商品・役務の類否の問題を中心に—

いずれも、現代の企業活動において「いつ自社の課題になってもおかしくない」実践的なテーマを取り上げております。

### ■ よろしければご一読と「フォロー」をお願い申し上げます

本アカウントは開設してまだ日が浅く、いわば「知る人ぞ知る」ささやかな発信地となっております。しかしながら、最先端のビジネス現場の疑問にお答えできるような、質の高い情報提供を今後も継続していく所存です。

まずは、私どもの活動を知っていただき、これらの情報をご活用いただければありがたいとの想いで、本報にてご案内申し上げます。

お手すきの折に、ぜひ一度記事を覗いてみていただけますと幸甚に存じます。また、有志メンバーの大きな励みとなりますので、アカウントの「フォロー」や、記事への「いいね」を賜れましたら大変嬉しく存じます。

・検索方法： インターネットにて「中之島シティ法律事務所 note」とご検索ください。

・URL：中之島シティ法律事務所（イノベーション法務チーム）  
(<https://note.com/nakanoshimacity>)

今後とも、皆様の事業発展に寄与するリーガルサービスの提供に努めてまいります。「イノベーション法務チーム」を、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

## 私のこの1冊（3）

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司

今回は、「この1冊」ではなく「それでも人生にイエスと言う」（V・E・フランク  
山田邦男／松田美佳訳 春秋社）と「よく生き よく笑い よき死と出会う」（アルフォ  
ンス・デーケン 新潮社）の2冊になります。読んだ時期や経緯は違いますが、それ  
ぞれの言葉や内容があとから違った重さや輝きをもって迫ってきます。

前者は、友人に勧められ40代後半に読み感動し書棚に残っている1冊です<sup>1</sup>。後  
者は、どのような経緯、何時読んだか定かではありません。

この時節（年齢74歳）に残された時間の過ごし方を煮詰めた思いをワードで列記す  
ると①「SOC（S〔選択〕・O〔最適化〕・C〔補償〕）」②「エピジェネ  
シス（epigenesis）」③「やらずの後悔よりやっつての後悔」④「身体の声  
を聴け」等があります（1つ1つお話しできればいいのですが…）。そ  
の中に加えたいのがこの2冊から教えられた姿勢です。

人生をかくありたいと願うのは世の常ですが、それは自分本位の見方  
でしょう。視点を変えることを気付かせてくれたのがこの2冊です。

ほんの一部をご紹介します。

「私たちが『生きる意味があるか』と問うのは、はじめから誤ってい  
るのです。つまり、私たちは、生きる意味を問うてはならないのです。  
人生こそが問いを出し私たちに問いを提起しているからです。私たちは  
問われている存在なのです。私たちは、人生がたえずそのときそのとき  
に出す問い、『人生の問い』に答えなければならない、答を出さなければならぬ存在  
なのです。生きること自体、問われていることにほかなりません。私たちが生きてい  
くことは答えることにほかなりません。」（前者本27、28頁）

「チャレンジ・アンド・レスポンス（挑戦と応戦）」（後者本100頁）

齢を重ねるとは「発見」です。今まで見えてこなかった（見えていなかった）シー  
ンに出会い様々なチャレンジ（課題）を受けています。それを実感します。「チャレンジ  
を受けて立ってやる!!」と歳を重ねてもワクワク感を持ち続けたいと思っています。



<sup>1</sup> 「夜と霧」はそれまでにも読んでいましたが忘れていました。

## ロータリークラブに入会して

弁護士 阪口 誠

私は、平成 28 年 12 月、ある縁から東大阪ロータリークラブに入会しました。

入会するまではロータリークラブというのは、経済的・時間的余裕のある人が入るクラブという認識だけで、どのような活動をしているのかも知らないまま、経済的には別として、ある程度の時間的余裕ができたので軽い気持ちで入会しました。

ご存じな方も多いとは思いますが、ロータリークラブは、親睦を深めつつ、奉仕の理想を信条とし、地域社会や国際社会に貢献することを目指す世界的組織です。

入会して最初に感じたのは会員の皆さんが大変親切で新人の私にも優しくして下さったことです。50 歳代後半になってからの入会だったので、私も物怖じもすることなく、直ぐに溶け込むことができました。

奉仕活動を通して私自身が最初に喜びを感じた出来事は、約 3 カ月間、自宅にフランスからの留学生をホームステイとして受け入れをしたときです。彼女が帰国するため空港に見送りに行った時、「お父さん、ありがとう。」と言ってくれた時でした。

家族には負担をかけましたが、奉仕活動を通して相手が喜び、そのことで自分も幸せな気持ちになれる最初で貴重な経験でした。

## 自転車

弁護士 松下 聡

自転車で遠出する趣味があるのですが、先日、仕事をするようになってからに限れば人生で最長距離を走ってきました。

午前 8 時半頃に大阪市北区から出発し、東成区→生野区→平野区→八尾市→柏原市と進み、大和川沿いに進みました。JR 河内堅上駅の付近から龍田古道（大和川北岸）で奈良県三郷町に到着。王寺町新王寺駅前まで昼食を取り、斑鳩町→大和郡山市→奈良市と進行。奈良加茂線で京都府木津川市に入り、JR 木津駅付近からひたすら木津川土手で精華町→京田辺市→八幡市→枚方市（ここから淀川土手）と進行。枚方市駅前に到着したところで休憩も兼ねて夕飯を取り、午後 7 時頃に再出発。暗かったので川沿いは諦めて京都守口線を走り、寝屋川市→守口市→大阪市旭区→都島区→北区と進行、出発地点に戻ったころには午後 9 時半頃でした。

実際のところ、京田辺市で母校同志社大学の校舎（正確には隣の同女かも）が遠目に見えた頃には相当疲労していました。土手の自転車専用道を走るのは本来気持ちいいのですが、交差点も信号も無くずっと走れるため、意識しないと疲れてしまいます。赤信号は実は休憩にもなるというのが最大の学びでした。とはいえ、淀川・木津川沿いのサイクリングコースは極めて走りやすいため、よろしければご参考ください。

## 近況報告（初めてのミシガン）

弁護士 安田 幸司

この4月から小学5年生になった私の息子。息子の成長は早いもので、小学校生活も残り2年となりました。

さて、3月末の週末、1泊2日で、滋賀県に行ってきました。家族で滋賀県まで足を運ぶのは初めてのことでした。滋賀県といえば琵琶湖、琵琶湖といえばミシガン、ということで、ミシガンクルーズを楽しんできました。船上ではライブパフォーマンスがあるなど、あっという間の1時間で、想像以上に楽しむことができました。

その後はホテルに移動しました。今回は「琵琶湖マリオットホテル」に滞在しました。このホテルは2017年までは「ラフォーレ琵琶湖」と名乗っていたホテルです。私が小学生の頃（30年以上前）、「ラフォーレ琵琶湖」にはよく泊まりに行っていたのですが、約30年ぶりに、同じホテルに滞在しました。当時と比べると客室はとても綺麗になっていましたが、ホテルに体育館が併設されている点など、当時の面影を残したままの施設は、とても懐かしく感じました。

これまでなかなか足を運ぶことのなかった滋賀県ですが、車で1時間半程度で行けることもあり、これからは頻繁に足を運びそうな気がします。

## セミナー講師を通じて学んだこと

弁護士・弁理士 西川 侑之介

昨年9月から本年3月にかけて、INPIT 大阪府知財総合支援窓口様主催の「知的財産劇場セミナー2025」全4回の講師を弊所の矢倉弁護士とともに務めさせていただきました。また、2025年度においては、企業様での生成AI利用ガイドラインに関する社内研修や、大学様での著作権法研修に登壇する機会もいただきました。受講者の皆様と接するなかで特に感じたのは、生成AIの業務活用に対する関心の高まりです。知財法との関係や情報管理との関係でリスクを見極めながら、生成AIをどう活用するかという問題意識は、業種を問わず多くの方に共通するものでした。

また、セミナーの講師として登壇を重ねるなかで強く感じたのは、セミナーという場では、自分自身は「講師」の立場でありながらも、実は受講者の皆様方から学ぶことが非常に多いということです。現場で奮闘されている方々のリアルな疑問に触れるたびに、自分の視野が広がると同時に、専門知識をいかに届く言葉でお伝えするかという課題にも向き合うことができました。こうした経験を、日々のクライアントの皆様へのご対応に活かしてまいります。

## 近況報告（ビリギャルとの出会い）

弁護士 大東 あい

昨年の11月、大阪弁護士会広報委員会の活動として、小説「ビリギャル」のモデルとなった方に取材をさせていただきました。

「ビリギャル」は、私が中学3年生のころに大ヒットした本で、ちょうど妹の受験期とも重なっていたため、家族で感銘を受けた本のひとつでした。実際にお話をさせていただくと、とてもエネルギーとユーモアに溢れた方で、行動心理学を通じて、「ビリギャル」は偶然の成功物語ではないことを証明することをモットーに、現在は英語教育の現場で、子どもも大人も成長することにワクワクできる社会を作り上げることを目指していらっしゃるそうです。

取材を通じて学んだことは、心とパフォーマンスのつながりの強さでした。どんなに客観的に有意義なことでも、心が動くことでないと、真のパフォーマンスを引き出すことはできない、人は心が動いても生存本能で挑戦することから逃げてしまうから、まずは目の前の課題を通じて自信をつけていくことが重要とおっしゃっていました。私も執務を開始してちょうど2年目を迎えます。日々の執務に真剣に取り組み、クライアントの皆様のご相談に生かせるような心動く挑戦にも取り組む一年にしたいと思います。

### 所属弁護士

弁護士・弁理士  
社会福祉士 三山 峻司

弁護士 池田 聡

弁護士・弁理士  
博士（法学） 矢倉 雄太

弁護士 小松 大登

弁護士 阪口 誠

弁護士 松下 聡

弁護士  
弁理士 西川 侑之介

弁護士 湯浅 靖

弁護士  
NY州弁護士 安田 幸司

弁護士 大東 あい

### 中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号

大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

http://www.nclaw.jp E-mail : info@nclaw.jp

